

○ 財務省告示第三百五号 第十一年大蔵省
平成十二年八月十六日より告示する。政府短期証券の規定に基づき、平成十一年大蔵省の発行二令六号～第五条第十一項の規則（平成十一年大蔵省の規則）に定める事務取扱規則（以下「規則」といふ）。

國庫短期財務証券（第一百二十九回）

の法發号名稱及び記

條律行項及のび根そ拠

四 発行方法の適用振替等の法律

一を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財
国定特あ争入。～格替適下へ債項五項律計号資四政
債め別つ入札に以を機用一平成十三年法、及条、第に～金号法
市る参て札發によ下競闘を振替式第一九〇条第十九條昭和二
場も加、と行る争は受けたる条昭和二年法第十一條昭和二
特の者財同一發行価に日本銀行のとくに付けるものと
別にご務時と行格付本銀もといふ。～競争して行のう。
參よと大にい（以）争て行のう。～行のう。
加るに臣行う。～下入行のう。～行のう。
者発応がわ～下入行のう。～行のう。
・行募各れ及一札わする。～行のう。
第へ限國るび価一れ。～行のう。
I以度債入価格とる。～行のう。
非下額市札格競い入の定。

九 八	七 ロ イ	六 ロ イ	五 方 募	
振額最 替 単 位 振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	低行争非者特国入価込 額入価・別債札格金 札格第参市発競金 發競I加場行争額	行争非者特国入価 入価・別債札格行 札格第参市発競 發競I加場行争額	行争非者特国入価 入価・別債札格行 札格第参市発競 發競I加場行争の	
千 万 円 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	六三九四 百千十兆 二五四四 十百万千 円四千七 十九百 六百二 億円十 千九 百億 三二千 十九六 万百	万額億額 円面七面 金千金 額万額 で円で 三四四 三千兆 五四四 百千七 四七百 十七四 億千一	込募各当も各 み限国ての申 の度債るか込 応額市。らみ 募の場その 額範特のう を圃別応ち 割内參募応 りに加額募 當お者を価 ていご順格 るてと次の 。各の割高 申応りい	価 格 競 争 入 札 發 行 一 と い う 。

十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九
込期日	参加	入支払額	場所	元金額	償還期限	行期	争競場
平成二十二年八月十六日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行百円	面銀百円に引ききの翌営業日	額償還たゞ金をとつ。	當年十二月十五日	當年十一月十五日	ただ成るにうつ。
				金金金	償還たゞ金をとつ。	償還たゞ金をとつ。	償還たゞ金をとつ。
				行額額額	償還たゞ金をとつ。	償還たゞ金をとつ。	償還たゞ金をとつ。
				本面面面	償還たゞ金をとつ。	償還たゞ金をとつ。	償還たゞ金をとつ。
				大額額額	償還たゞ金をとつ。	償還たゞ金をとつ。	償還たゞ金をとつ。
				大臣大臣大臣	償還たゞ金をとつ。	償還たゞ金をとつ。	償還たゞ金をとつ。
				からからから	償還たゞ金をとつ。	償還たゞ金をとつ。	償還たゞ金をとつ。
				通知通知通知	償還たゞ金をとつ。	償還たゞ金をとつ。	償還たゞ金をとつ。
				を受け受け受け	償還たゞ金をとつ。	償還たゞ金をとつ。	償還たゞ金をとつ。
				た者た者た者	償還たゞ金をとつ。	償還たゞ金をとつ。	償還たゞ金をとつ。